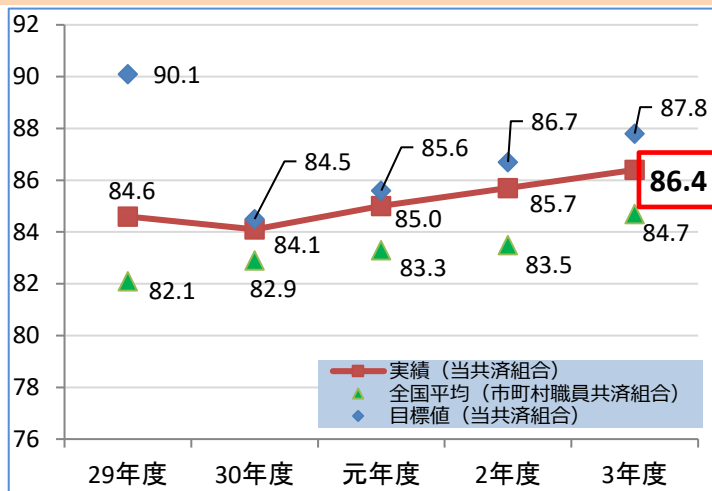


特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

【グラフ1】 特定健康診査受診率の推移

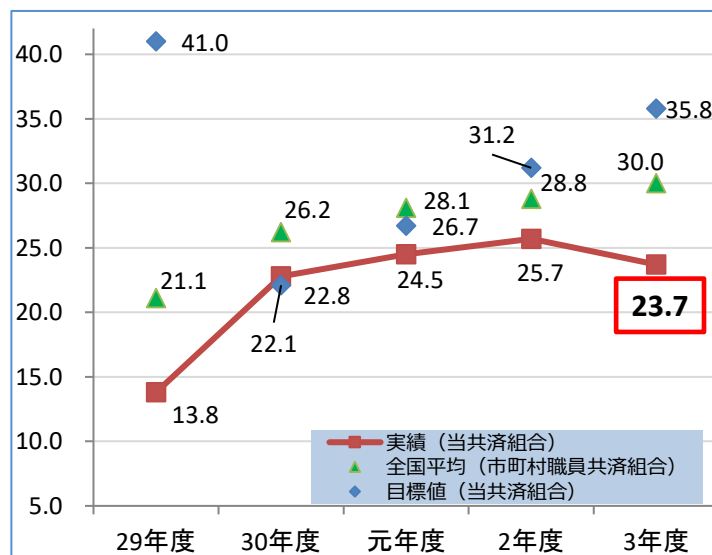


平成29年度から令和3年度までの間の特定健康診査・特定保健指導の実施状況について御報告します。

特定健康診査については、皆様の御協力のもと、全国平均より高い受診率で推移しています。【グラフ1】



【グラフ2】 特定保健指導実施率の推移



メタボリックシンドロームのリスクが高い人への対策、いわゆる「特定保健指導」の実施率（特定保健指導を終了した人の割合）については、平成30年度以降の実績は順調に上がりましたが、全国平均には届いていない状況です。

さらに、令和3年度の実績が前年度を下回る結果となりました。

【グラフ2】

当共済組合は、引き続き、実績の数値を引き上げるための取組を進めていきます。

組合員、被扶養者の皆様には、「特定健診の受診」と「特定保健指導の積極的な利用」に御理解と御協力をお願いします。

特定健康診査・特定保健指導に関する今後の課題

特定健康診査・特定保健指導の実施については、組合員及び被扶養者の健康の保持増進を図るため、共済組合（医療保険者）の義務とされているものです。

また、実施率の低い保険者に対しては、後期高齢者医療制度への支援金に対する加算率（ペナルティ）が課せられることとなっています。

当共済組合が加算（ペナルティ）の対象となった場合、右の例のように加算額が加わることで、短期給付（医療保険）の財政にも影響を及ぼすこととなります。

場合によっては、組合員の皆様からお預かりしている掛金や、所属所からの負担金が増額する恐れもあります。

このようなことにならないためにも、組合員・被扶養者の皆様には、「特定健診の受診」と「特定保健指導の利用」をお願いしています。

加算率（ペナルティ）が適用された場合・・・

現在の加算率が今後も引き続くと仮定し、かつ、令和3年度の特定保健指導実施率の実績が11.7%未満となった場合、令和4年度における後期高齢者支援金の加算率は、**0.50%**になります。

（最大加算率：10%）



仮に、令和4年度予算における後期高齢者支援金（約33億7300万円）で算定した場合、**加算額は約1,687万円**になってしまいます！